

石川県公報

平成 24 年 3 月 6 日

第 1 2 4 7 2 号 (火曜日)

毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示			
生活保護法に基づく指定医療機関の名称又は所在地の変更の届出 (厚生政策課)	1	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更の届出 (同)	5
生活保護法に基づく指定医療機関の診療所の休止の届出 (同)	2	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅介護支援事業所の廃止の届出 (同)	5
介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	2	救急病院の認定 (医療対策課)	6
介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定 (同)	2	青少年に有害な図書等の指定 (少子化対策監室)	6
介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関の指定 (同)	2	保安林の指定施業要件の変更 (森林管理課)	6
生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更の届出 (同)	3	保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (同)	7
生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護支援事業所の廃止の届出 (同)	3	水産総合センターで生産するひらめ等の種苗の平成24年度配布予定数量、配布価格、配布予定期間及び配布申請期間 (水産課)	8
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称又は所在地の変更の届出 (同)	3	県道の区域の変更 (道路整備課)	9
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所の休止の届出 (同)	4	公 告	
介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	4	大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課)	10
介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定 (同)	4	県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (経営対策課)	11
介護支援給付のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関の指定 (同)	5	土地区画整理事業の終了認可公告 (都市計画課)	11
		二級建築士の免許の取消しの公告 (建築住宅課)	12
		平成24年二級建築士試験及び木造建築士試験の公告 (同)	12

告 示

石川県告示第80号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称又は所在地を変更した旨の届出があった。

平成24年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	変更年月日
新 堀口歯科・耳鼻いんこう科医院	小松市末広町238番地	平成24年1月15日
旧 堀 口 歯 科 医 院		

指 定 訪 問 看 護 事 業 者		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン		変 更 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社団法人 石川県医療 在宅ケア事業団	金沢市鞍月東2丁目 48番地	かほく高松訪問看護ス テーション	新 かほく市高松△68番地2	平成24年 1月4日
			旧 かほく市高松ク40番地	

石川県告示第81号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所を休止した旨の届出があった。

平成24年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	休止年月日
末 広 内 科 医 院	小松市末広町32	平成23年12月29日

石川県告示第82号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 メディカルオアシス	野々市市横宮町86番地2	よこみやクリニック	野々市市横宮町86番地2	平成23年12月1日
株式会社 ナチュラルライフ	金沢市沖町二31番地	太平寺らいふ薬局	野々市市太平寺4丁目48番地	平成24年1月13日
株式会社 スパテル	金沢市昌永町15番60号2207	てまり南部薬局	小松市四丁町八1番地2	平成24年2月1日
穴水町	鳳珠郡穴水町字川島ラの174番地	穴水町デイサービスセンター	鳳珠郡穴水町字川島タの38番地	平成24年2月6日
株式会社 ナチュラルライフ	金沢市沖町二31番地	宇出津らいふ薬局	鳳珠郡能登町字宇出津タ70番地8	平成24年2月14日

石川県告示第83号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人 人材育成センター	輪島市堀町12字6番地	ケアサービス夢の華	羽咋市四柳町つ17番地	平成24年1月1日

石川県告示第84号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

介護予防支援事業者		介護予防支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
輪島市	輪島市二ツ屋町2字29番地	輪島市地域包括支援センター	輪島市河井町2部287番地1	平成23年 6月1日
穴水町	鳳珠郡穴水町字川島ラの174番地	穴水町地域包括支援センター	鳳珠郡穴水町字川島ラの38番地	平成24年 2月6日

石川県告示第85号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成24年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		変 更 年月日	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
社会福祉法人 能美市社会福祉協議会	能美市緑が丘11丁目50番地1	社会福祉法人 能美市社会福祉協議会 能美ねあがり居宅介護支援事業所	新	能美市西任田町口23番地	平成24年 1月1日
			旧	能美市中町子86番地	
社団法人 石川県医療在宅ケア事業団	金沢市鞍月東2丁目48番地	かほく高松訪問看護ステーション	新	かほく市高松△68番地2	平成24年 1月4日
			旧	かほく市高松ク40番地	

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		変 更 年月日	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
社団法人 石川県医療在宅ケア事業団	金沢市鞍月東2丁目48番地	かほく高松訪問看護ステーション居宅介護支援事業所	新	かほく市高松△68番地2	平成24年 1月4日
			旧	かほく市高松ク40番地	

石川県告示第86号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護支援事業所を廃止した旨の届出があった。

平成24年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社 スローライフケア	能美市大成町八1番地	居宅介護支援事業所 スローライフケア	能美市大成町二丁目69番1	平成22年 7月31日

石川県告示第87号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称又は所在地を変更した旨の届出があった。

平成24年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称		所 在 地	変更年月日
新	堀口歯科・耳鼻いんこう科医院	小松市末広町238番地	平成24年1月15日
旧	堀口歯科医院		

指 定 訪 問 看 護 事 業 者		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン		変 更 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社団法人 石川県医療 在宅ケア事業団	金沢市鞍月東2丁目 48番地	かほく高松訪問看護ス テーション	新 かほく市高松△68番地2	平成24年 1月4日
			旧 かほく市高松ク40番地	

石川県告示第88号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所を休止した旨の届出があった。

平成24年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	休止年月日
末 広 内 科 医 院	小松市末広町32	平成23年12月29日

石川県告示第89号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 メディカル オアシス	野々市市横宮町86番地 2	よこみやクリニック	野々市市横宮町86番地 2	平成23年 12月1日
株式会社 ナチュラルラ イフ	金沢市沖町二31番地	太平寺らいふ薬局	野々市市太平寺4丁目 48番地	平成24年 1月13日
株式会社 スパータル	金沢市昌永町15番60号 2207	てまり南部薬局	小松市四丁町八1番地 2	平成24年 2月1日
穴水町	鳳珠郡穴水町字川島ラ の174番地	穴水町デイサービスセン ター	鳳珠郡穴水町字川島タ の38番地	平成24年 2月6日
株式会社 ナチュラルラ イフ	金沢市沖町二31番地	宇出津らいふ薬局	鳳珠郡能登町字宇出津 タ70番地8	平成24年 2月14日

石川県告示第90号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人 人材育成センター	輪島市堀町12字6番地	ケアサービス夢の華	羽咋市四柳町つ17番地	平成24年 1月1日

石川県告示第91号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

介 護 予 防 支 援 事 業 者		介 護 予 防 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
輪島市	輪島市二ツ屋町2字29番地	輪島市地域包括支援センター	輪島市河井町2部287番地1	平成23年 6月1日
穴水町	鳳珠郡穴水町字川島ラの174番地	穴水町地域包括支援センター	鳳珠郡穴水町字川島夕の38番地	平成24年 2月6日

石川県告示第92号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成24年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		変 更 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人 能美市社会福祉協議会	能美市緑が丘11丁目50番地1	社会福祉法人 能美市社会福祉協議会 能美ねあがり居宅介護支援事業所	新 能美市西任田町口23番地	平成24年 1月1日
			旧 能美市中町子86番地	
社団法人 石川県医療在宅ケア事業団	金沢市鞍月東2丁目48番地	かほく高松訪問看護ステーション	新 かほく市高松△68番地2	平成24年 1月4日
			旧 かほく市高松ク40番地	

居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所		変 更 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社団法人 石川県医療在宅ケア事業団	金沢市鞍月東2丁目48番地	かほく高松訪問看護ステーション居宅介護支援事業所	新 かほく市高松△68番地2	平成24年 1月4日
			旧 かほく市高松ク40番地	

石川県告示第93号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護支援事業所を廃止した旨の届出があった。

平成24年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社 スローライフ ケア	能美市大成町八1番地	居宅介護支援事業所 ス ローライフケア	能美市大成町二丁目69 番1	平成22年 7月31日

石川県告示第94号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成24年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
市 立 輪 島 病 院	輪島市山岸町は1番1地	平成24年2月1日	平成27年1月31日

石川県告示第95号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成24年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ -)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2012年4月号 (04333-04)	(株)ダブリュエスコーポレーション
"	NaiNaiプレス北陸 2012年4月号 (06805-04)	電 王 堂 出 版 (株)
隔 月 刊 誌	DOM 2012年4月号 (86663-04)	(株) ザ ウ ス マ ガ ジ ン 社

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあっては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成24年2月28日

石川県告示第96号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年石川県告示第36号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び小松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第97号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

小松市大杉町れ1の乙1、1の乙2、1の乙5、1の乙13から1の乙16まで、4の1から4の4まで、4の7、4の8、4の10、4の11、4の甲、4の乙2、12、16から18まで、19の甲、20、21、22の甲、23、24、25の甲、26の甲、27の甲、29、31、32、36、37の甲、38の1、38の2、39の甲、40、41の甲、42、44の甲、45

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

小松市大杉町た2の甲、3から7まで、10、11、14、20、れ5、6、8、9、10の甲、11、33の甲、34の1、34の2、35、52、53、54の甲、56の2、57から59まで、61から63まで、64の甲、65

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

小松市大杉町そ10、12、14、16、17、18の甲、20、21の甲

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び小松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第98号

石川県水産種苗配付規則(昭和31年石川県規則第32号)第3条の規定により、水産総合センターで生産するひらめ、くろだい、あわび、さざえ、あかがい、あゆ、まごい、にしきごい、やまめ、かじか及びほんもろこの各種苗の平成24年度配布予定数量、配布価格、配布予定期間及び配布申請期間を次のとおり定めた。

平成24年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

志賀事業所生産分

1 ひらめ

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
平均全長 100mm	282,500尾	1尾 40円	平成24年6月1日から 同年7月27日まで	平成24年4月2日から 同年5月25日まで	放流用
平均全長 80mm	1,000尾	1尾 80円	平成24年6月1日から 同年7月27日まで	平成24年4月2日から 同年5月25日まで	養殖用

2 くろだい

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
平均全長 50mm	200,000尾	1尾 9円	平成24年8月1日から 同年9月28日まで	平成24年4月2日から 同年8月17日まで	放流用
平均全長 50mm	3,000尾	1尾 30円	平成24年8月13日から 同年9月28日まで	平成24年4月2日から 同年8月17日まで	養殖用

3 あわび

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
殻長 16~20mm	150,000個	1個 20円	平成24年4月9日から 同年12月14日まで	平成24年4月2日から 同年9月28日まで	放流用
殻長 16~20mm	500個	1個 30円	平成24年4月9日から 同年12月14日まで	平成24年4月2日から 同年9月28日まで	養殖用

4 さざえ

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
体重2.5g内外 (殻高20mm内外)	875kg (350,000個)	1kg 4,800円 (1個 12円)	平成24年4月9日から 同年12月14日まで	平成24年4月2日から 同年9月28日まで	放流用

5 あかがい

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
殻長 2mm	400,000個	1個 1円	平成24年8月1日から 同年9月28日まで	平成24年4月2日から 同年8月17日まで	

備考 配布価格は、志賀事業所渡し価格とする。なお、さざえの配布代金は、kg当たりの価格で算出する。

美川事業所生産分

1 あゆ

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
体重 5 g内外	1,600kg	1 kg 2,900円	平成24年4月2日から 同年6月22日まで	平成24年4月2日から 同年5月25日まで	

備考 配布価格は、美川事業所渡し価格とする。

内水面水産センター生産分

1 まごい

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
全長 5 cm内外	45,000尾	1尾 8円	平成24年7月17日から 同年10月26日まで	平成24年4月2日から 同年8月31日まで	
成 魚	440kg	1 kg 800円	平成24年4月2日から 同年12月14日まで	平成24年4月2日から 同年11月16日まで	

2 にしきごい

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
全長 5 cm内外	5,000尾	1尾 18円	平成24年7月17日から 同年10月26日まで	平成24年4月2日から 同年8月31日まで	

3 やまめ

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
発 眼 卵	100,000粒	1,000粒 1,800円	平成24年11月5日から 同年12月14日まで	平成24年9月3日から 同年11月22日まで	
体重1.1~1.5 g	45,000尾	1尾 12円	平成24年4月2日から 同年5月25日まで	平成24年4月2日から 同年5月11日まで	

4 かじか

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
体重0.2~0.3 g	14,000尾	1尾 12円	平成24年6月11日から 同年9月28日まで	平成24年4月2日から 同年5月25日まで	
体重0.3~0.5 g	36,000尾	1尾 15円	平成24年7月2日から 平成25年1月18日まで	平成24年4月2日から 同年12月14日まで	

5 ほんもろこ

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
発 眼 卵	100,000粒	1,000粒 400円	平成24年5月7日から 同年6月8日まで	平成24年4月2日から 同年5月25日まで	
全長 3 cm内外	150,000尾	1尾 2円	平成24年6月1日から 同年9月28日まで	平成24年4月2日から 同年8月31日まで	
採卵用親魚	40kg	1 kg 2,000円	平成24年9月3日から 平成25年3月15日まで	平成24年4月2日から 平成25年3月1日まで	

備考 配布価格は、内水面水産センター渡し価格とする。

石川県告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成24年3月6日から同月22日まで縦覧に供する。

平成24年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
金 沢 田 鶴 浜 線	下記区間を道路区域に編入する。				県 央 土 木 総 合 事 務 所 維 持 管 理 課
	金沢市粟崎4丁目199番10地先から 金沢市粟崎4丁目5番1地先まで		49.70～84.80	653.0	
片 山 津 山 代 線	下記区間を道路区域に編入する。				南 加 賀 土 木 総 合 事 務 所 大 聖 寺 土 木 事 務 所
	加賀市加茂町104番地先から 加賀市加茂町121番1地先まで		9.03～19.00	376.0	
宇 ノ 気 停 車 場 線	かほく市宇野気196番32地先から かほく市宇野気176番2地先まで	旧	6.17～9.77	152.4	県 央 土 木 総 合 事 務 所 維 持 管 理 課
		新	14.02～25.54	152.4	

公 告

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成24年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト金沢東店

金沢市高柳町二の5の2

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更

公告日 平成23年10月28日

3 市町村の意見の概要

市町村名 金沢市

意見の概要 届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成24年3月6日から同年4月6日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト小松店・ジャック小松打越店（Cゾーン）

小松市打越若杉地区土地区画整理事業地内

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更

公告日 平成23年10月28日

3 市町村の意見の概要

市町村名 小松市

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成24年3月6日から同年4月6日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト金沢本店

野々市市野代2丁目11番地ほか53筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更

公告日 平成23年10月28日

3 市町村の意見の概要

市町村名 野々市市

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成24年3月6日から同年4月6日まで

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成24年3月7日から同年4月5日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成24年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
多田地区	県営ほ場整備事業 (面的集積型)	県営土地改良事業変更計画書の写し	かほく市産業振興課及び 津幡町産業経済課

土地区画整理事業の終了認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、土地区画整理事業の終了を次のとおり認可した。

平成24年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 土地区画整理事業の名称

穴水町大町川島地区土地区画整理事業

- 2 施行者の住所及び名称
鳳珠郡穴水町字川島ラの174番地
穴水町
- 3 事業施行期間
平成19年度から平成23年度まで
- 4 施行地区に含まれる地域の名称
鳳珠郡穴水町字大町リの一部
鳳珠郡穴水町字大町二の一部
鳳珠郡穴水町字川島イの一部
(地区内に介在する道路及び水路敷を含む。)
- 5 施行認可の年月日
平成20年3月3日
- 6 終了認可の年月日
平成24年2月28日

二級建築士の免許の取消しの公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

平成24年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

取消年月日	氏 名	登 録 番 号	取消しの理由
平成24年2月9日	吉 井 正	第 8 5 7 1 号	死 亡
平成24年2月16日	古 田 孝 二	第 1 7 8 号	死 亡

平成24年二級建築士試験及び木造建築士試験の公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定による平成24年二級建築士試験及び木造建築士試験を財団法人建築技術教育普及センターに委託し、次のとおり実施する。

平成24年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験の日時

- (1) 二級建築士試験
 - ア 学科の試験
平成24年7月1日（日） 午前10時から午後5時10分まで
 - イ 設計製図の試験
平成24年9月9日（日） 午前11時から午後4時まで
- (2) 木造建築士試験
 - ア 学科の試験
平成24年7月22日（日） 午前10時から午後5時10分まで
 - イ 設計製図の試験
平成24年10月14日（日） 午前11時から午後4時まで

2 試験場

- (1) 二級建築士試験
 - ア 学科の試験
野々市市扇が丘7番1号
金沢工業大学
 - イ 設計製図の試験
金沢市鞍月2丁目1番地

石川県地場産業振興センター

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

野々市市扇が丘7番1号

金沢工業大学

イ 設計製図の試験

金沢市鞍月2丁目1番地

石川県地場産業振興センター

3 受験申込手続

受験申込手続については、財団法人建築技術教育普及センターの定めるところによる。

4 その他

(1) 設計製図の課題は、平成24年6月6日(水)(予定)から財団法人建築技術教育普及センター支部及び社団法人石川県建築士会の事務所並びに学科の試験の試験場に掲示する。

(2) 受験申込書及び受験要領の請求、詳細な点についての問合せ等は、石川県土木部建築住宅課又は社団法人石川県建築士会へすること。

